

2-3a 経費助成の内訳（一般職業訓練及び有期実習型訓練）

① 訓練計画届の受理番号	② 訓練の種類 <input type="checkbox"/> 一般職業訓練 <input type="checkbox"/> 有期実習型訓練
--------------	---

③ 事業内訓練

1 部外講師の謝金

部外講師の謝金額

円

2 施設・設備の借上げ費

実施時間数

時間

3 教材費・教科書代

円

（1時間あたり3万円を限度とします。） ※事業主に対し実施が義務付けられている講習等の時間は除外します。

(1+2+3) の額

円

対象者労働者数

人

訓練コースの総受講者数

人

I 経費助成額

円

(少数点以下は切捨て)

④ 事業外訓練

1人あたりの入学料及び受講料

円

対象者労働者数

人

II 経費助成額

円

(少数点以下は切捨て)

※ 事業主に対し実施が義務付けられている講習等の時間は除外します。

⑤ 経費助成額の合計 III

I + II (B)

円

※ 対象労働者1人あたりの経費助成額が次の訓練時間数(OFF-JTに限る。)に応じた上限額を超える場合は、当該上限額に対象労働者数を乗じた額が経費助成額となります。

【経費上限額（括弧内は大企業の額）】

訓練時間数が100時間未満の場合	10万円（7万円）
訓練時間数が100時間以上200時間未満の場合	20万円（15万円）
訓練時間数が200時間以上の場合	30万円（20万円）

様式第7号（別添様式2-3a）（第2面）

提出上の注意

本様式は、一般職業訓練又は派遣型以外の有期実習型訓練を実施する事業主が提出してください。

記入上の注意

- 1 本様式では、OFF-JTに係る経費助成額の算出を行います。
- 2 ①欄は、管轄労働局長の確認を受けた「キャリアアップ助成金(一般職業訓練)計画届」又は「キャリアアップ助成金(有期実習型訓練)計画届」の受理番号を記載してください。
- 3 ②欄は、該当する欄に☑をつけてください。
- 4 ③欄では、事業内訓練に係る経費助成額を算出します。事業内訓練の助成対象となる経費は1 部外講師の謝金、2 施設・設備の借り上げ料、3 教材・教科書代です。1、2、3を合計した額に、(助成対象労働者÷総訓練受講者)を乗じて算出します。実施時間数は、法令において事業主に対し実施が義務付けられている講習等(安全衛生法に基づく講習等)の訓練時間は助成対象外です。また、派遣法第30条の2第1項にかかる教育訓練については、毎年8時間を助成対象外となります。派遣法第30条の2第1項にかかる教育訓練の実施状況については、様式第7号(別添様式2-4f)「派遣元事業主による派遣労働者に対する訓練の受講に関する申立書」によって、派遣元事業主が実施した教育訓練時間を確認します。
- 5 ④欄では、事業外訓練に係る経費助成額を算出します。事業外訓練の助成対象となる経費は、入学科及び受講料です。1人あたりの経費に対象労働者数を乗じて算出します。
- 6 ⑤欄では、経費助成額の合計を算出します。対象労働者1人あたりの経費助成額が次の訓練(OFF-JTに限る。)時間数に応じた上限額を超える場合は、当該上限額に対象労働者数を乗じた額が経費助成額となります。

(経費上限額)

訓練時間数が100時間未満の場合は10万円(大企業は7万円)

訓練時間数が100時間以上200時間未満の場合は20万円(大企業は15万円)

訓練時間数が200時間以上場合は30万円(大企業は20万円)

- 7 訓練費用のうち除外する訓練時間分を明確に分けることが出来ない場合は、除外する訓練時間分を按分して支給対象の経費を算出します。

按分する場合：訓練経費 × (総訓練時間 - 実施義務時間) / 総訓練時間

- ※1 「一般職業訓練」とは、OFF-JTのことをいいます。
- ※2 「有期実習型訓練」とは、有期契約労働者等を正規雇用に転換することを目的に、OFF-JTとOJTを組み合わせて実施する職業訓練であって、管轄労働局長が訓練基準に適合する旨の確認を行った職業訓練のことをいいます。
- ※3 「OFF-JT」とは、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる職業訓練のことをいいます。
- ※4 「OJT」とは、適格な指導者の下、事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の取得に係る職業訓練のことをいいます。
- ※5 「事業内訓練」とは、OFF-JTであって申請事業主自らが主催し、事業内においても集合形式で実施する訓練をいいます。部外講師の活用や社外の場所で行われる訓練であっても、事業主が企画し主催したものは事業内訓練となります。
- ※6 「事業外訓練」とは、OFF-JTであって公共の職業訓練施設、学校教育上の教育訓練、各種学校、専修学校、認定職業訓練施設、他の事業主団体等が主催している訓練のことをいいます。
- ※7 「対象労働者」とは、受講時間数(有期実習型訓練はOFF-JT及びOJTの受講時間数)のうち支給対象と認められた訓練時間数に、対象労働者の自己都合退職、病気、怪我等事業主の責めによらない理由により訓練が実施できなかった場合は当該時間数を加えた時間数が、計画時間数の8割以上(有期実習型訓練はOFF-JT及びOJTの計画時間数のそれぞれ8割以上)ある者のことをいいます。
- ※8 「訓練コースの総受講者数」とは、社外からの受講者等を含めた、訓練コース全体の受講者のことをいいます。
- ※9 (対象労働者÷訓練コースの総受講者数)の値は、総訓練受講者に対する対象労働者の割合です。